三・四　［略］

2　法第三条第一項第四号の経済産業省令・内閣府令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一・二　［略］

第二条　法第三条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること。

支払期間	割賦販売の契約が締結された時から当該契約に基づく賦払金の支払が完了する時までの期間
支払回数 分割回数	割賦販売に係る頭金若しくは初回金を除いた商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払回数
割賦手数料 分割払手数料	金利、信用調査費、集金費、事務管理費、貸倒補てん費その他何らの名義をもつてするを問わず割賦販売に係る手数料として割賦販売業者が購入者等に対し支払わせるものの総額（抵当権の設定の登記若しくは登録若しくはこれらの抹消に要する手数料又は公正証書の作成に要する手数料（法令に規定する手数料に限る。以下「登記等手数料」という。）を割賦販売の手数料に含めない旨が明示されているときは、登記等手数料を控除した額）
実質年率	次項の規定により算定した割賦販売の手数料の料率
賦払金 分割払金	割賦販売に係る各回ごとの商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払金額
月掛金	前払式割賦販売に係る各回ごとの代金の支払金額であつて支払が月一回のもの

三・四　［略］

2　法第三条第一項第四号の経済産業省令で定める方法は、別表第一第一号に定める方法とする。ただし、賦払金の支払の方法が、支払の間隔については第一号に、額については第二号に該当する場合以外の場合にあつては、同表第二号に定める方法とすることができる。

一・二　［略］

第二条　法第三条第二項各号の事項を記載した書面を交付するときは、次の各号に定めるところによらなければならない。

一　次の表の上欄に掲げる用語をそれぞれ同表の下欄に掲げる定義により用いること。

用語	定義
現金販売価格	商品の引渡し又は権利の移転と同時にその代金の全額を受領する場合の価格
現金提供価格	役務を提供する契約の締結と同時にその対価の全額を受領する場合の価格
現金価格	商品の引渡し若しくは権利の移転又は役務を提供する契約の締結と同時にその代金又は対価の全額を受領する場合の価格
割賦販売価格	割賦販売の方法により商品又は権利を販売する場合の価格
割賦提供価格	割賦販売の方法により役務を提供する場合の価格